

2020 暮らしのサポーター通信(4月号)

【総務省より】給付金を装った詐欺に注意！

困ったとき、心配になったときは、

消費者ホットライン
188いややに
お電話を！
最寄りの消費生活
センターをご案内
します。



「個人情報」「通帳、キャッシュカード」
「暗証番号」の詐取にご注意ください！

特別定額給付金に関して

- 市区町村や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

総務省HPより

4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、住民基本台帳に記録されている者（基準日：令和2年4月27日）を対象に1人につき10万円の「特別定額給付金（仮称）」が給付されることとなりました。

しかしながら、現時点では住民の皆様へご連絡や給付を行う段階ではありません。

また、市町村や総務省などが、住民の皆様のご世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を電話や郵便、メールでお問い合わせすることはありません。

自宅や職場などに、公的機関をかたった電話や郵便、メールが届いたら、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話#9110）にご連絡ください。

くらサポ川柳

愛込めた
手作りマスク
子を守る

松茂町
つくも はじめ さん

叱られて
居直る猫の
反抗期

徳島市
大杉 さん

【国民生活センターより】

新型コロナウイルスを口実にした消費者トラブルに注意！

新型コロナウイルス感染症に便乗し、次のような消費者トラブルが発生しています。正確な情報に基づいて冷静に対応しましょう。

○マスクに関連したもの

- ・政府の布マスクの全戸配布に便乗し、公的機関を名乗った電話があり「マスクや検査キットを送る」と家族構成などを聞かれた。
- ・注文した覚えのないマスク等の商品が届いた。
- ・「マスクが購入できる」というSNSの広告にあった通販サイトでマスクを注文したが届かない。

○特別定額給付金に関連したもの

- ・市役所を騙ったショートメッセージが携帯電話に届き、金融機関の口座番号を入力するよう求められた。
- ・政府の金融機関のようなどころから「インターネットサービスを一定額以上利用した人にお金を給付する」というメールが届いた。

！公的機関や行政から委託されたという業者などからの怪しい電話や訪問、心当たりのない怪しいメール、宅配物など、怪しい・おかしいと思うものには、反応しないようにしましょう。

SNSをきっかけとした消費者トラブルが増えています！

全国の消費生活センター等に寄せられるSNSに関連する相談件数は年々増加しており、2010年度に比べ約6倍（特に50歳以上は30倍以上）となっており、中高生などの若年層だけでなく中高年層にもトラブルが発生しています。

【事例】

- ・SNS広告を見て「1回限り」で注文した健康食品が「定期購入」だった。
- ・SNS上の「チケットを譲る」との書き込みを見て支払ったが、届かない。
- ・「10名に120万円が当たる」はずが、FX自動売買アプリの申し込みだった。

【注意】

- ・大幅な値引き広告や「簡単に儲かる」などの投稿は鵜呑みにしないようにしましょう。
- ・SNS上の相手が本当に信用できる相手なのか、慎重に判断しましょう。
- ・身分証明書の情報は絶対に渡さないようにしましょう。また個人情報や自分の写真、身元が分かるような書き込みは安易に投稿しないようにしましょう。

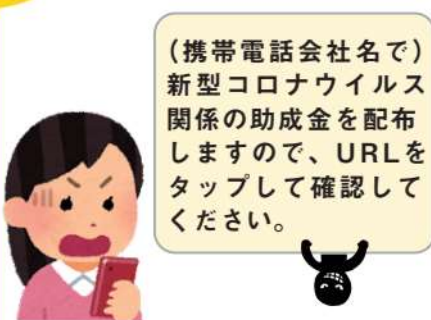
【徳島県より】



新型コロナウイルスに便乗した 悪質商法にご注意ください！



1 知らない人・覚えのない業者からのメールに注意！



注 心当たりのない送信元からのメールやSMSには反応しないで！

2 公的機関等のなりすまし電話やオレオレ詐欺に注意！



注 口座情報や暗証番号等を教えたり、現金を振り込んではいけません！

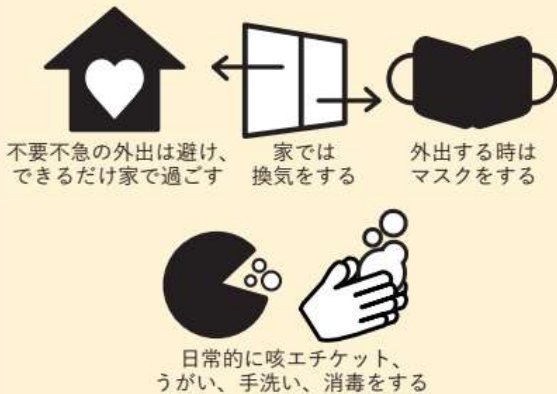
3 自宅待機を狙った訪問販売や電話勧誘に注意！



注 怪しいと思ったら、きっぱり断って！急いで契約や支払いはしないで！

消費者としてこんなことに気をつけましょう！

感染予防のために・・・



買い物する時は・・・



情報発信しています



徳島県の
新型コロナウイルスに
関する消費者向け情報
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi-emergency>

徳島県の最新の消費者行政・消費者教育



とくしま消費者行政
プラットフォーム
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/syohisyagyosei>



Twitter



Facebook



徳島県危機管理環境部 消費者くらし安全局 消費者政策課



困ったときは、一人で悩まずに
消費者ホットライン
い や や

188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

◆くらしのコラム◆

左党は、さとう、か、ひだりとう、？
～最近はどちらも縁遠いことば～

今春は例外だが、春になり新入社員や転勤者を職場に迎えると、まず初めに歓迎会が開かれた。酒の席が設けられ「まあ、一杯・・・」となったものだ。左党の人は嬉しいが下戸には辛いこともしばしばである。

「さとう」と読めばフランス議会の席の配置から左翼の意味であるが、「ひだりとう」ならば酒好き、言い換えれば、十分に酒が飲める口を持っていることを意味した。さとう、ひだりとう、も最近は聞かない。

酒が飲める口の「ひだりとう」は、職人が右手にツチを持ち、左手にノミを持ったからである。この左手を「ノミ手」と言い「飲み手」と言い換えられるようになったといわれる。

蛇足、下戸にとっては、食事会程度が嬉しいものだ。

くらしのサポーター 三原茂雄

◆絵手紙◆



くらしのサポーター 福谷 洋介

●サポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿、地域のイベント宣伝や活動報告など、掲載したいことがありましたら、お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0851 徳島市徳島町城内2番地1 とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシ 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

